動物用医薬品 (ニューカッスル病・マレック病 (ニューカッスル病ウイルス由来 F タンパク遺伝子導入マレック病ウイルス 1型) 凍結生ワクチン (セルミューン N)) に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成 21 年 10 月 22 日~平成 21 年 11 月 20 日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1通(1通に複数意見の記載の場合あり)

御意見・情報の概要

専門調査会の回答

このままでは法律違反ではないですか? 「食品が組換え DNA 技術によって得ら れた生物の全部もしくは一部であり、又 は当該生物の全部又は一部を含む場合 は、厚生労働大臣が定める安全性審査の 手続きを経た旨の公表がなされたもので なければならない」「食品が組換え DNA 技術によって得られた微生物を利用して 製造された物であり、又は当該物を含む 場合は、厚生労働大臣が定める安全性審 査の手続きを経た旨の公表がなされたも のでなければならない」とありますが。 これが使われたお肉は間違いなく当該生 物の全部か少なくとも一部を含んでいま すよね。審査の申請も受けていないし、 評価基準もないようですし。安全性審査 の手続きはしてないようですが。委員会 というより事務の不手際でしょうがちゃ

ちゃんとというのは評価基準の作成して、申請を受けて、これとは別に正式に答申することですよ。むろんこれを返すときにも手続きが必要なことを書いてください。でないとでまわっちゃいますから。

んとやり直してください。

今般の食品健康影響評価は、当該ワクチンについて、厚生労働省からの食品中の残留基準の設定等に係る評価の依頼があったことから、評価を行ったものです。

本審議では、本ワクチンを投与した鶏に由来する食品を摂取した場合のヒトの健康に与える影響について、当専門調査会に遺伝子組換えに係る専門家にも参画いただき、遺伝子組換えの観点からも評価を行っており、本ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとしたものです。

ご指摘の「安全性審査の手続」や「公表」の規定については、厚生労働省の所掌になりますので、いただいたご意見については、厚生労働省へお伝えいたします。